② 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼ 本工事は、本工事に係る工事関連データを貸与する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年10月29日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道115号楢這トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者等であること。

なお、単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記⑵の資格認定を受けていること。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 平成６年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記①及び②の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記①及び②の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、全ての構成員が下記①及び②の要件を全て満たす施工実績を有すること。

① 内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

② 施工延長が1,300m以上であること。

ただし、①及び②は同一トンネルで施工した実績であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間は、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成６年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記㋐及び㋑の要件を全て満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有すること。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐ 内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

㋑ 掘削及び覆工の施工延長が1,300m以上であること。

ただし、㋐及び㋑は同一トンネルで施工した経験であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾ 当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

⑴ 評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案

(Ⅰ) トンネル地山安定化対策

(Ⅱ) 覆工コンクリートの品質・耐久性確保対策

(Ⅲ) 工事施工に伴う周辺環境に対する配慮

（Ⅲ－１）周辺家屋等への配慮

（Ⅲ－２）濁水処理対策

⑵ 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑ 技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書に示す条件を満たしていること。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。